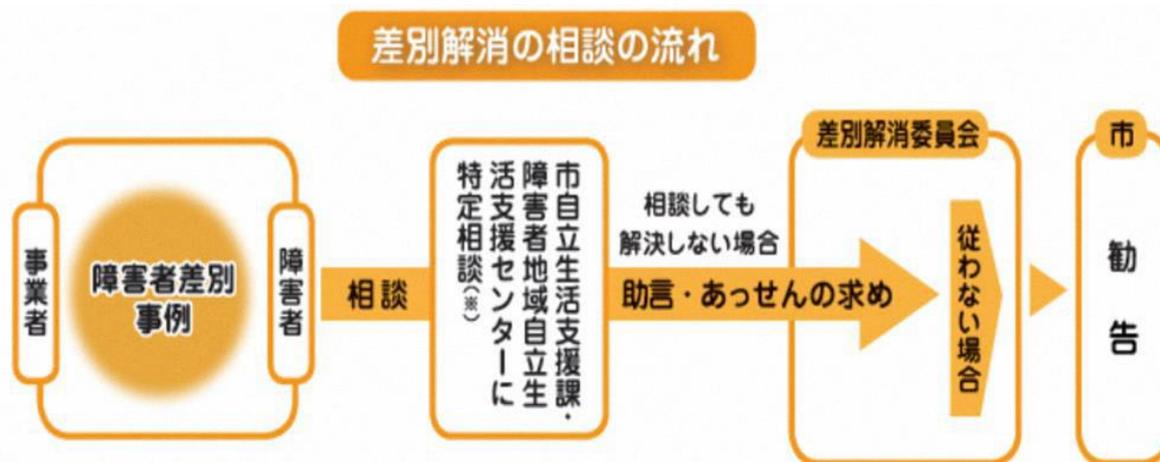


障害者差別解消条例に基づく特定相談の流れ



- 1 障害者差別事例が発生した場合、事業者や障がい当事者は、市自立生活支援課・小金井市障害者地域自立生活支援センターに特定相談をすることができる。(条例第13条第1項)
- 2 市自立生活支援課・小金井市障害者地域自立生活支援センターは、必要な助言及び情報提供、関係者間の調整、関係行政機関への紹介、助言又はあっせんの申立てに関する援助を行う。(条例第13条第2項)
- 3 相談しても解決しない場合、事業者や障がい当事者は、市長に解決するための助言又はあっせんの申立てをすることができる。(条例第14条)
- 4 助言又はあっせんの申立てがあったときは、市と小金井市障害者地域自立生活支援センターは対象事案の調査を行うことができる。(条例第15条)
- 5 市長は、調査の結果、必要があると認めるときは、差別解消委員会に対し、助言・あっせんを行うことについて意見を求めるものとする。(条例第16条)
- 6 助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長の権限で注意及び改善の勧告をすることができる。(条例第17条)
- 7 市長は、注意及び改善の勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。(条例第18条)